

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第二十七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1の(1)及び注2の(1)のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準を満たすこと。ただし、算定告示別表の1の注12に規定する特別地域のうち、従業者の確保が著しく困難と市町村長が認める地域に所在する指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）においては、イの(1)の(㉑)及び(2)の(㉒)、ロの(1)の(㉑)及び(2)の(㉓)、ハの(1)の(㉑)及び(2)の(㉓)並びにニの(3)に掲げる基準については、配置される常勤の相談支援専門員（同項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者としてことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していることに代えて、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）に配置される相談支援専門員であつて、相談支援従事者現任研修を修了している者により指導及び助言が行われる体制が確保されていることとする。</p> <p>イ 機能強化型サービス利用支援費(1)及び機能強化型継続サ一</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(新設)</p> <p>イ 機能強化型サービス利用支援費(1)及び機能強化型継続サ一</p>

ビジネス利用支援費(1)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)・(二) (略)

- (三) 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員(指定基準第三条第四項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。)に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

- (四) 基幹相談支援センター(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十七条の二第二項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)を行つていないこと。

(五) (略)

- (六) 法第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下「協議会」という。)に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。

ビジネス利用支援費(1)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 他の指定特定相談支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。)第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。)と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)・(二) (略)

- (三) 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員(指定基準第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)に対し、相談支援従事者現任研修(指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号)第一号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。)を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

- (四) 基幹相談支援センター(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十七条の二第二項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)を提供していないこと。

(五) (略)

(新設)

(七) 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認めるものが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

(八) 運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。以下同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていることを定めていること又は同条第三項第一号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

(九) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童

(新設)

(六) 運営規程（指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。）において、市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。

(七) 当該指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）その他のこれに類する職務に従事することができる。以下(イ)及び(2)の(イ)、ロの(1)の(イ)及び(2)の(イ)、ハの(1)の(イ)及び(2)の(イ)並びにニの(3)において同じ。

(十)・(十一) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) イの(1)の(イ)から(七)までの基準に適合すること。

(ロ)・(三) (略)

ロ 機能強化型サービス利用支援費(II)及び機能強化型継続サービス利用支援費(II)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) イの(1)の(イ)から(八)まで、(十)及び(十一)の基準に適合すること。

(ロ) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) イの(1)の(イ)から(七)までの基準に適合すること。

(ロ)・(三) (略)

ハ 機能強化型サービス利用支援費(III)及び機能強化型継続サービス利用支援費(III)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(四)・(五) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) イの(1)の(イ)から(五)までの基準に適合すること。

(ロ)・(三) (略)

ロ 機能強化型サービス利用支援費(II)及び機能強化型継続サービス利用支援費(II)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) イの(1)の(イ)から(六)まで、(八)及び(九)の基準に適合すること。

(ロ) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(イ) イの(1)の(イ)から(五)までの基準に適合すること。

(ロ)・(三) (略)

ハ 機能強化型サービス利用支援費(III)及び機能強化型継続サービス利用支援費(III)

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)、(三)から(Ⅵ)まで及び(Ⅶ)の基準に適合すること。

(二) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)及び(三)から(Ⅶ)までの基準に適合すること。

(二)・(三) (略)

ニ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅴ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)の(一)及び(三)から(Ⅴ)までの基準に適合すること。

(2) イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(3) (略)

二 算定告示別表の1の注13のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定障害児相談支援事業者(児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。)、指定自立生活援助事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第二百六条の十四に規定する指定自立生活援助事業者をいう。)、指定地域移行支援事業者(指定地域相談支援基準第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)及び指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第二十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定

(一) イの(1)の(一)、(三)から(Ⅵ)まで及び(Ⅶ)の基準に適合すること。

(二) (略)

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(一)及び(三)から(Ⅴ)までの基準に適合すること。

(二)・(三) (略)

ニ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅴ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ハの(2)の(一)及び(二)の基準に適合すること。

(新設)

(2) (略)

(新設)

計画相談支援の事業と指定障害児相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(3) 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。

ロ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。

(1) イの(1)の基準に適合すること。

(2) 指定計画相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。

(3) 当該指定特定相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

三 (略)

四 算定告示別表の4の注1のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 主任相談支援専門員配置加算(1)

基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定相談支援事業所、児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定特定相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所であつて、主任相談支援専門員（算定告示別表の4の注1に規定する主任相談支援専門員をいう。以下同じ。）を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所の従業者及び当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の従業者

二 (略)

(新設)

に対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施していること。

ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅲ)

主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施していること。

五 算定告示別表の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

六 算定告示別表の12の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)別表第八に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「実践研修修了者」という。)を一名以上配置していること。

(2) 実践研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3) 実践研修修了者が、区分三(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第四号)第一条第四号に掲げる区分三をいう。)以上に該当し、かつ、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)第四号に該当する者(以

三 算定告示別表の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

四 算定告示別表の12の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)別表第八に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。



下「強度行動障害者」という。) に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に強度行動障害児(児童福祉法に基づき指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号)第六号のイの③に規定する強度行動障害児をいう。)の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 行動障害支援体制加算(II)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

七 算定告示別表の13の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 要医療児者支援体制加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第七十八条第三項に規定する地域生活支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)として行われる研修(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者」という。)を一名以上配置していること。

(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づき指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示

五 算定告示別表の13の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)として行われる研修(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

第百二十二号) 別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者(以下「医療的ケア児者」という。)に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児者コーディネーター養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に医療的ケア児者の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 要医療児者支援体制加算(II)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

八 算定告示別表の14の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 精神障害者支援体制加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者(法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。)の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「精神障害者研修修了者」という。)を一名以上配置していること。

- (2) 精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。

- (3) 精神疾患を有する患者であつて重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等であつて、計画相談支援対象障害者等が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携

六 算定告示別表の14の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

- ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

する体制が構築されていること。

- (4) 精神障害者研修修了者が、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に児童福祉法第四条第二項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

九 算定告示別表の14の2の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。)を一名以上配置していること。

- (2) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

- (3) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」という。)に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相

(新設)

談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に高次脳機能障害者であつて満十八歳に満たないものの保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

十 算定告示別表の15の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）であつて、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(1) 法第四条第一項に規定する障害者（以下この(1)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村長が認める者

(2) 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援に従事する者

ロ・ハ (略)

十一 算定告示別表の16の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

(略)

十二 算定告示別表の17の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

七 算定告示別表の15の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一) 法第四条第一項に規定する障害者（以下この(一)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村長が認める者

(二) 管理者、相談支援専門員その他指定計画相談支援に従事する者

ロ・ハ (略)

八 算定告示別表の16の注及び17の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

(略)

(新設)

ロ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参加していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。